

1. 令和2年度事業計画

令和2年度

事業計画書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

山口県農業共済組合

令和2年度事業計画

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組 合 員 数	農作物共済							搾乳牛	繁殖用雌牛
		水 稲					麦			
		一筆	全相殺	半相殺	品質	地域インデックス	一筆	災害収入		
区域内の概数	戸 38,603	a					a		頭	頭
		2,007,761					195,486		1,989	4,200
前年度引受実績	36,814	1,660,456	12,825	5,890	13,629		959	68,902	2,347	4,281
本年度引受計画	34,743	1,473,830	8,520	5,530	8,300		940	66,130	2,314	4,265
本年度予定引受率 (%)	90.0	74.5					34.3		116.3	101.5
収入保険加入	556	427,029					126,221			
農業保険加入率 (%)	91.4	95.8					98.9		116.3	101.5

共済目的等 項目	果樹共済					畑作物共済				茶	ガラ		
	収 穫					大豆							
	うんしゅうみかん			なつみかん	なし	一筆	半相殺	全相殺	地域インデックス			災害収入	I類
	減収総合	特定危険	地域インデックス	減収総合	災害収入								
区域内の概数	a			a	a	a				a	棟		
	63,541			1,400	4,250	83,759				2,800			
前年度引受実績	1,358	1,099			771	8,302	45,607	87					
本年度引受計画	1,345	1,110			715	6,844	29,747	87					
本年度予定引受率 (%)	3.9				16.8	43.8							
収入保険加入	168			93	656	43,814							
農業保険加入率 (%)	4.1			6.6	32.3	96.1							

家 畜 共 済

死 廃								病 傷					
(内子牛等) 育成乳牛	(内子牛等) 育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	種雄牛	種雄馬	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種雄牛	種雄馬
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
599	10,360		2	2,653	26,804	2		2,556	14,560	2	2,653	2	
(311) 1,541	(2,506) 19,597		2	3,165	21,146	2		2,566	14,627	2			
(350) 1,579	(2,433) 16,791		2	3,165	24,000	2		2,536	12,736	2			
(220.1) 263.6	(169.3) 162.1		100.0	119.3	89.5	100.0		99.2	87.5	100.0			
(220.1) 263.6	(169.3) 162.1		100.0	119.3	89.5	100.0		99.2	87.5	100.0			

園 芸 施 設 共 済

任 意 共 済

ス室	プラスチックハウス								建 物	農 機 具	
II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類			
				甲	乙						
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
56		5,681	353	210	111	19	217			74,325	89,175
11		2,095	139	45	44		171			40,601	8,363
11		2,487	139	45	44		171			41,223	8,468
19.6		43.8	39.4	21.4	39.6		78.8			55.5	9.5
19.6		43.8	39.4	21.4	39.6		78.8			55.5	9.5

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛		
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金	
					千円	千円	千円	
農作物	水稲	一 筆	1,473,830 a 50,223,100 kg	1,660,456 a 56,639,653 kg	8,810,841	70,180	35,090	
		全相殺	8,520 a 353,900 kg	12,825 a 555,924 kg	49,490	788	394	
		半相殺	5,530 a 228,400 kg	5,890 a 241,770 kg	40,676	376	188	
		品 質	8,300 a	13,629 a	62,244	1,198	599	
		地域インデックス	a	a				
		計	1,496,180 a	1,692,800 a	8,963,251	72,542	36,271	
	麦	一 筆	940 a 14,400 kg	959 a 14,634 kg	1,797	71	35	
		災害収入	66,130 a	68,902 a	77,300	9,318	5,125	
		地域インデックス	a	a				
		計	67,070 a	69,861 a	79,097	9,389	5,160	
	計		1,563,250 a	1,762,661 a	9,042,348	81,931	41,431	
	家畜	死 廃	搾乳牛	2,314 頭	2,347 頭	643,174	30,004	15,002
			繁殖用雌牛	4,265	4,281	1,401,959	23,912	11,956
			育成乳牛 (内子牛等)	1,579 (350)	1,541 (311)	348,256	3,368	1,684
育成・肥育牛 (内子牛等)			16,791 (2,433)	19,597 (2,506)	5,819,666	72,311	36,155	
繁殖用雌馬								
育成・肥育馬			2	2	256	30	15	
種 豚			3,165	3,165	177,475	46	18	
肉 豚			24,000	21,146	249,600	120	48	
種雄牛			2	2	390	16	8	
種雄馬								
計			52,118	52,081	8,640,776	129,807	64,886	
病 傷		乳用牛	2,536	2,566	54,140	30,746	15,373	
		肉用牛	12,736	14,627	272,856	68,921	34,460	
		一般馬	2	2	12	2	1	
		種 豚						
		種雄牛						
		種雄馬						
計		15,274	17,195	327,008	99,669	49,834		
計		67,392 (2,783)	69,276 (2,817)	8,967,784	229,476	114,720		
果樹	うんしゅう みかん	減収総合	1,345 a	1,358 a	9,838	298	149	
		特定危険	1,110	1,099	10,950	107	53	
		地域インデックス						
	なつみかん	減収総合						
	なし	災害収入	715	771	43,380	1,670	835	
計		3,170	3,228	64,168	2,075	1,037		

金	D	E	F	備 考	
C 農家負担金	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
千円	千円	千円	千円		
35,090	35,107	△ 17	35,073	kg当たり平均	175円
394	388	6	400	kg当たり平均	140円
188	196	△ 8	180	kg当たり平均	178円
599	596	3	602	10a当たり平均共済金額	74,900円
36,271	36,287	△ 16	36,255		
36	3	32	68	kg当たり平均	125円
4,193	2,223	2,902	7,095	10a当たり平均共済金額	11,600円
4,229	2,226	2,934	7,163		
40,500	38,513	2,918	43,418		
15,002	6	14,996	29,998	頭当たり	278千円
11,956	14	11,942	23,898	頭当たり	329千円
1,684	3	1,681	3,365	頭当たり	220千円
36,156	57	36,098	72,254	頭当たり	297千円
15		15	30	頭当たり	128千円
28	2	16	44	頭当たり	56千円
72	2	46	118	頭当たり	10千円
8		8	16	頭当たり	195千円
64,921	84	64,802	129,723		
15,373	1	15,372	30,745	頭当たり	21千円
34,461	3	34,457	68,918	頭当たり	21千円
1	1		1	頭当たり	6千円
49,835	5	49,829	99,664		
114,756	89	114,631	229,387		
149	127	22	171	kg当たり	1類 75円 2類 71円
54	29	24	78	kg当たり	1類 111円 2類 96円
835	742	93	928	10a当たり平均共済金額	606,700円
1,038	898	139	1,177		

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛		
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金	
畑作物	大豆	一 筆	6,844 a	8,302 a	千円 6,988	千円 814	千円 448	
		全相殺	29,747	45,607	60,495	11,909	6,550	
		半相殺	87	87	93	13	7	
		地域インデックス						
	茶	災害収入						
	計	36,678	53,996	67,576	12,736	7,005		
園芸施設		ガラス室Ⅰ類	棟	棟				
		ガラス室Ⅱ類	11	11	35,905	40	20	
		プラスチックⅠ類						
		プラスチックⅡ類	2,487	2,095	905,896	19,794	9,897	
		プラスチックⅢ類	139	139	241,991	2,803	1,401	
		プラスチックⅣ類	甲	45	45	50,442	752	376
			乙	44	44	112,668	306	153
		プラスチックⅤ類						
		プラスチックⅥ類	171	171	41,531	673	336	
		プラスチックⅦ類						
	計	2,897	2,505	1,388,433	24,368	12,183		
	合 計			19,530,309	350,586	176,376		

イ 任意共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	A 共済掛金総額	内 B 純掛金
			本年度予定	前年度実績			
任意	建物	総合	5,961 棟	5,847 棟	千円 49,528,360	千円 148,855	千円 102,496
		火災	35,262	34,754	377,205,370	286,251	157,457
		計	41,223	40,601	426,733,730	435,106	259,953
	農機具	損害	8,430 台	8,325 台	15,970,550	81,911	57,783
		更新	38	38	107,470	12,880	12,569
		計	8,468	8,363	16,078,020	94,791	70,352
		合 計			442,811,750	529,897	330,305

※1 但し、地震等を除く自然災害に係る責任については、年間を単位とする超過損害再保険方式によるものとし、地震等を除く自然災害部分に係る前年度収入純共済掛金の1,650%を超えた額の60%に相当する額を限度額とする。

総 合 計			462,342,059		
-------	--	--	-------------	--	--

金	D	E	F	備 考	
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
農家負担金	千円	千円	千円		
千円 366					
5,359	6,015	990	6,721	kg当たり平均	
6				1類 186円	3類 113円
5,731	6,015	990	6,721		
20	3	17	37	棟当たり	3,264千円
9,897	6,204	3,693	13,590	棟当たり	364千円
1,402	574	827	2,229	棟当たり	1,741千円
376	129	247	623	棟当たり	1,121千円
153	25	128	281	棟当たり	2,561千円
337	205	131	468	棟当たり	243千円
12,185	7,140	5,043	17,228		
174,210	52,655	123,721	297,931		

訳	D	E	F	備 考	
C	再共済掛金 (A)×(G)	再共済手数料 (D)×(H)	手持共済掛金 (B-D+E)		
事務費賦課金	千円	千円	千円		
千円 46,359	57,160	18,119	63,455	棟当たり	8,309千円
128,794	85,875	34,779	106,361	棟当たり	10,697千円
175,153	143,035	52,898	169,816		
24,128	/	/	57,783	台当たり	1,894千円
311			12,569	台当たり	2,808千円
24,439			70,352		
199,592	143,035	52,898	240,168		
再共済割合 (G)	地震以外 30% ※1 地震 50% ※2	再共済手数料 (H)	総合 火災	31.70% 40.50%	

※2 但し、地震等事故に係る責任については、1事故を単位とした超過損害再保険方式によるものとし、前年度引受共済金額の3.5%を超えた額の50%に相当する額を限度額とする。

/	/	/	538,099		
---	---	---	---------	--	--

3. 引受計画と実施方策

平成から令和に変わるこの1年余りの間に、環太平洋連携協定（TPP11）、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）、日米の新たな貿易協定が発効されるなど、農業を取り巻く情勢は国際自由化の新たな局面を迎え、国内農業構造の新たな対応を迫られています。政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指し、農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化、スマート農業の実現と強い農業の基盤作り、担い手への農地集積・集約化に取り組んでいます。一方で、台風の相次ぐ上陸、記録的な豪雨災害、地震災害、豪雪災害等、過去に例を見ない想定外な自然災害が頻発する中、農業経営の継続、安定化に向けた「備えあれば憂いなし」の幅広い農業生産体制の構築が強く求められています。

NOSA I 団体では、現在、全国統一運動である「安心の未来」拡充運動を展開し、収入保険制度と農業共済制度、二つのセーフティネットの積極的な推進に取り組んでいます。両制度の仕組み改善の丁寧な説明を行い、無保険者を出さない取り組みが重要となっています。行動スローガンの「より広く、より深く、農家のもとへ」を具現化すべく関係機関と連携し、未加入者への全戸訪問を実施し、収入保険制度及び農業共済制度の周知を図り、農家一人ひとりの理解、納得を得ながら下記実施方策を基に事業運営に取り組んでまいります。

○収入保険事業

- (1) 農業保険推進協議会を設立、行政やJA等との連携を強化し、事業を推進していく。
- (2) 生産者部会等での制度説明及び加入推進を実施する。
- (3) これまでに実施したアンケートで判明した青色申告者に加え、認定農業者や集落営農法人に対しても戸別訪問を行い、制度説明及び加入推進を図る。
- (4) 水稻共済加入者のうち、一筆引受方式廃止後には収入保険への移行が見込める方に対し、戸別訪問により制度の具体的な内容説明をし、加入推進を図る。
- (5) 戸別訪問やJA青色申告会の協力を得て、税務上の利点を踏まえ青色申告への移行を推進する。
- (6) 農業の形態や農業者数の推移等を分析、地域ごとにターゲットを絞った方策に基づく加入推進を図る。また、重点推進地域を設定し、推進協議会を挙げて加入推進活動に取り組む。

○農業共済事業

ア 農作物共済

(水稻共済)

- (1) 収入保険の導入に伴い、水稻共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 地域農業再生協議会との一体化事務処理体制を継続する。
- (3) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、全相殺方式、地域インデックス方式並びに半相殺方式への選択移行を推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続において関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (4) 全相殺方式、地域インデックス方式、半相殺方式並びに品質方式には、一筆半損特約を付加する推進を基本とし、その内容について丁寧な説明による周知を図る。
- (5) 危険段階別共済掛金率が適用となることを周知し、低被害農業者が水稻共済へ継続加入することのメリットをPRすることで無保険者が出ないよう努める。ま

た、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。

(麦共済)

- (1) 収入保険の導入に伴い、麦共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は災害収入共済方式、地域インデックス方式への移行を推進することを基本とする。なお、災害収入共済方式への加入資格者については災害収入共済方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (3) 地域インデックス方式を含め、一筆方式を除く全ての方式で一筆半損特例を付加する推進を基本とし、その内容について丁寧な説明により周知を図る。
- (4) 危険段階別共済掛金率が適用となることを周知し、低被害農業者が麦共済へ継続加入することのメリットをPRすることで無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。

イ 家畜共済

- (1) 関係機関と連携し、加入資格を有する農業者の把握、戸別訪問等による制度の普及に努める。
- (2) 家畜の異動状況を個体識別情報システムの活用と診療獣医師との連携により適確に把握する。また、個体識別情報システムの届出を遅滞なく行うよう組合員へ周知を図る。
- (3) 組合員別危険段階別掛金の制度を事故除外方式の選択を含めて説明し、農家ニーズにあった補償の拡充を図る。
- (4) 畜産経営の観点から死亡廃用共済、疾病傷害共済を併せて加入推進を行い、補償の充実に努める。
- (5) 令和2年1月から導入された診療費の1割負担について制度内容の周知に務め、事故低減へのインセンティブを推進する。

ウ 果樹共済

- (1) 収入保険の導入に伴い、果樹共済と収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から特定危険方式が廃止となるため、特定危険方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、地域インデックス方式並びに半相殺減収総合一般方式への移行を推進する。
- (3) JA及び関係機関等と連携し加入資格を有する農業者を把握し、それに基づき戸別訪問等による加入推進を実施し、引受拡大に努める。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

- (1) 収入保険の導入に伴い、大豆共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供により農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産から一筆方式が廃止となるため、一筆方式廃止後は個々の農業経営実態に即した提案を行い、全相殺方式、地域インデックス方式並びに半相殺方式への移行を推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。
- (3) 関係機関との連携及び一体化申告票等の関係書類を基に加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。

(茶共済)

関係機関の協力を得て加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等により積極的な加入推進に努める。

オ 園芸施設共済

- (1) 県、JA、生産者団体等関係機関と連携を強め、施設設置や新規就農者の情報等を基に加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による加入推進に努める。
- (2) 施設建設時の農業保険加入への助言等、県、市町と一体となった災害対策を促進する。
- (3) 戸別訪問により、制度改正により加入方法の選択拡大が図られたことを説明し、経営に合った内容を提示し加入推進を図る。
- (4) 生産者団体等の部会総会、研修会等において、制度改正について説明し、経営に合った内容を提示し加入推進を図る。
- (5) 青色申告を行っている農業者には、施設本体は園芸施設共済、施設内農作物については収入保険への加入推進に努める。
- (6) 生産者部会等に集団加入等に向けた協定締結を推進し、共済掛金等の集団割引制度の周知を図り加入を促進する。生産者部会総会等での機会をいただき、部会構成員の加入を推進する。
- (7) 予測しえない自然災害が多発する環境での農業経営資産の保全確立に向け、無保険者が1人でもなくなるよう取り組みを図る。

カ 任意共済

(建物共済)

- (1) 加入推進時には資格調査を行い、適正なる引受を徹底する。
- (2) 共済部長集会での取りまとめ依頼で自動継続特約を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (3) 小損害実損填補特約や臨時費用担保特約等、近年追加、改善された補償内容について更に普及推進に努める。
- (4) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら、未加入農家への推進を図るとともに、加入率の向上と低補償加入者の補償拡充に努める。
- (5) 引受推進等機会ある毎に制度の説明や組合員の加入状況に照らし、すべての農家に見合った補償の充実について提案し推進する。
- (6) 多発する自然災害による損害を補填するため建物総合共済の推進を強化する。

(農機具共済)

- (1) 農機具の大型化による加入限度額の引上げ、事故に対応した共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度等、充実した仕組みについて引き続き周知し、引受審査要領に基づく適正な引受推進を行う。
- (2) 自動継続特約を推進し、長期的な補償の確立に努める。
- (3) 高額化する農機具事故の修理費用を十分に補填するため、補償限度額未満の加入農機具に対しては、限度額での加入を推進する。
- (4) 農事組合法人等のリストに基づき、未加入法人等への加入推進を行うとともに法人等に対しては、全ての農機具の加入に向けて推進を行なう。
- (5) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度普及に繋げる。

2. 共済掛金等の徴収及び徴収計画

- (1) 事業規程で定める共済掛金払込期限内の徴収に努める。
- (2) 未収共済掛金等については、戸別訪問等により理解を求め、徴収に努める。

(3) 共済掛金等については、現金扱いから口座振替での納入を推進する。

3. 損害評価の適正化の方策

(1) 損害評価は、県下全域での評価方法等の統一を図る。また、台風等の大災害時には本所・総合支所等が連携して損害評価体制を構成し、集中損害評価体制により適正かつ迅速な評価を実施する。

(2) 非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・総合支所等が連携して機動的に対応する。

ア 農作物共済

(1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施

① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。

② 登熟不良等被害調査を実施する。

(2) 損害評価の適正化

① 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を組合員へ周知徹底する。また、広報紙等を通して申告漏れのないよう徹底し、結果については申告者全員に通知する。

② 損害評価体制については組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。

③ 損害評価員を対象に評価研修会を実施する。

④ 評価地区の設定は、被害発生状況に応じて実施する。

⑤ 全相殺、品質、麦災害収入方式については、関係機関の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。

⑥ 一筆半損特例の導入に伴い、半損被害の有無についての判断が必要になるため、目視にて判定するためのガイドブックを作成し、組合員及び評価員へ周知を図る。

イ 家畜共済

(1) 死廃事故家畜の現地確認と個体識別情報提供事業の情報を活用した適正な損害評価を行う。

(2) 死亡廃用事故低減を図るため、損害防止の義務や指示の履行を周知徹底する。

(3) LAC システム（電子カルテ）を活用し、正確適正な病傷事故診断書の作成と事務処理のより一層の効率化を図る。

ウ 果樹共済

(1) 農家申告抜取調査の導入に向けてガイドブックを作成し、生食用仕向果及び加工用仕向果ごとに適正な申告ができるよう組合員及び評価員へ周知を図る。

(2) 農業保険法の施行に伴い、作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、評価眼の統一等を図り、適正な評価を実施する。

エ 畑作物共済

(1) 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を組合員へ周知徹底する。

(2) 損害評価体制については、組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。

(3) 作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、分割評価の統一等を図るとともに、関係機関と連携し出荷数量等調査により適正な評価を実施する。

オ 園芸施設共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知をするよう組合員に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (3) 台風直撃等の後は、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施する。
- (4) 担当者会議において損害評価に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る。
- (5) 共済金支払対象とならなかった被害申告組合員へ評価結果を丁寧に説明する。

カ 任意共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知をするよう組合員に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (3) 原因及び罹災状況を的確に調査するため、必要に応じて修理業者に状況説明を求める。また、農機具共済の免責基準を加入者に周知徹底する。
- (4) 全国や中国地区の損害評価研修等に積極的に職員を参加させたり、組合内においても研修会を開催することによって、担当者の損害評価技術の向上に努め、適正評価を実施する。

4. 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

- (1) 鳥獣害等損害防止事業については、常態化する野猪、鹿等の被害に対する野猪等防止資材等及び広域化するスクミリンゴガイの防除用薬剤等の購入費用に係る費用の一部助成を予算の範囲内で行う。
- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、鳥獣被害防止対策アドバイザー研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成に努める。
また、加入推進時に鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。
- (2) 農家への講演会等を開催して、損害防止に努める。
- (3) 危険段階別共済掛金率により掛金率の上昇が認められた農家については、事故低減に向けた指導と啓発を行う。
- (4) 関係機関との連携を強化し損害防止のための指導を行う。

ウ 畑作物共済

大豆種子消毒剤を配付し鳥害、病虫害の防止に努める。

エ 園芸施設共済

- (1) 台風接近時の備えの必要性に関して、パンフレット等により説明する。
- (2) 園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、加入者自らによる被害防止を推奨する。

オ 任意共済

(農機具共済)

春、秋の農作業安全実施週間にはポスター等を掲示し、事故撲滅を啓発する。

5. 執行体制の整備

ア 理事会及び監事会

- (1) 令和2年7月1日からの新たな任期より理事13人体制とし、理事会は、理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項を審議決定する。また、組合長を常勤とし、組織体制の見直し等業務運営の効率化、合理化及び適正化に努めるとともに、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

イ 組織体制強化の推進

- (1) 地域に密着した事業推進や農家ニーズ把握のため、集落ごとに共済部長を委嘱し、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSA Iへの理解を深めていただきながら組合員と組合との連絡業務及び事業推進等への協力を依頼する。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。
- (3) 組織基盤の強化を図る必要から、リスク管理体制の基盤構築と組織機構の見直し等を含めて、制度改正等国の施策に対応できる組織体制の整備を進める。
- (4) 非常災害対応マニュアルを検証し、実行ある損害評価体制を策定する。
- (5) 農業保険推進協議会を創設し、県・JA等関係団体との情報交換会を主宰し、連携の強化ときめ細かな普及推進体制を確立する。
- (6) 4ヶ所に拠点化統合した家畜診療所により診療業務体制のよりいっそうの充実と業務対応力の強化を図る。

ウ 職制及び職員の配置計画

- (1) 職制規則により、参事統括のもと企画総務部（企画総務課）、事業部（収穫共済課、資産共済課、中部事業課）、家畜部（家畜課、家畜診療所統括）の3部5課・家畜診療所統括及び監査室を配置、支所にあつては2総合支所、8支所、2出張所を配置し、家畜診療所は4拠点化診療所での円滑な診療業務遂行に努める。
- (2) 監査室設置態勢のもとで、リスク管理を始め適正かつ効率的で健全な業務運営及び法令遵守に取り組む。また、苦情処理態勢を併せて確立させることにより内部管理態勢の充実を図る。

エ 事業支所設置体型の見直し構築

- (1) 本支所の再編について
 - ①令和2年7月1日に佐波支所、徳地出張所を本所に編入する。この場合、12月末まで佐波、徳地同所に連絡所を置く。
 - ②東部、中部、西部、北部の4本支所体制の早期実現に努める。

オ 役職員研修の実施

- (1) 農業保険制度に対する組合員や国民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。
- (2) NOSA I団体は、収入保険制度と農業共済制度の2つの制度を取扱うものとして、現場での丁寧な説明や疑問・質問への的確な対応はもとより、それぞれの農業者にどのリスク対策を選択した方が良いのかの問いに適切に答え、農業経営改善のアドバイスができる役割が求められていることを認識し、研修を通し役職員の資質向上に努める。
- (3) 獣医師職員の獣医技術に関する講習・研修への積極的な参加とともに、疾病の調査研究を行うとともに、発表等につなげ獣医師の診療技術向上に努める。

カ コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンス意識高揚のための研修を反復して実施する。
- (2) 事務リスク低減と効率化及びコンプライアンス態勢の向上を図るため、継続的に掛金納入方法の口座振替化に理解を求め推進する。
- (3) 理事会で決定されたコンプライアンスプログラムを着実に実践する。
- (4) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施し、コンプライアンス態勢の改善に努める。
- (5) NOSAIでは多くの個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報取扱事業者として個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則を遵守し内部管理を徹底する。

6. 予算統制の方策

事業計画に基づき各事業とも目標達成に努め、業務収入の確保を図るとともに、引き続き災害対策としてのセーフティネット機能を遂行するとともに、限られた財源の中で予算執行にあたっては常に収支の動向を見極め一層の経費節減を目指す。

また、資金の運用については、信用リスクや市場リスク及び流動性リスクを考慮し、余裕金運用管理委員会及び理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、長期的な視点による安全かつ確実なポートフォリオの構築に努めるとともに、安全性と流動性に配慮した効率的な運用に取り組む。

